

訪問看護及び介護予防訪問看護
社会医療法人誠光会 淡海ふれあい病院訪問看護ステーション
運営規定

(事業の目的)

- 第1条 1.在宅療養される方の生活の質の確保
2.在宅および居宅における療養生活の支援
3.心身機能の維持と回復への援助指導
4.地域との連携を密にする（保険医療福祉サービス）
- 以上の趣旨で、在宅療養される方が快適な在宅療養ができるように支援することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 1.指定訪問看護及び指定介護予防看護の事業（以下「事業」という。）を、淡海ふれあい病院とは独立して位置づけ、人事・財務・物品・管理等に関しては、管理者の責任において実施する。
- 2.事業の実施にあたっては、湖南医療地域との結びつきを重視し、市町村の居宅介護支援事業者、他の居宅介護支援事業者、サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。
- 3.緊急の出来事にも柔軟に対応できる体制とする。

(事業の名所及び所在地)

- 第3条 名称及び所在地は、下記のとおりとする。
- 1.主事業所 ①名称 淡海ふれあい病院訪問看護ステーション
②所在地 滋賀県草津市矢橋 1629-5

(職種・員数・職務内容)

- 第4条 運営にあたり、管理者及び職員を次の通り配置し、業務内容を次の通りに定める。
- 1.管理者：看護師又は保健師を1名おく。
管理者は、所属職員を指導監督し、関係機関との連携を図り、設備や物品の衛生管理を行い、緊急時の対応を行うなど、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- 2.看護係：看護師又は、保健師を常勤換算2.5名以上、理学療法士等を置く。
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する
- 3.その他の業務の状況に応じて職員を配置し増減する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び事業時価は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------|------------------------|--------|
| 1.週当たり | 5日 | 月曜から金曜 |
| 2.休業日等 | 土・日・国民の祝日 12月30日より1月3日 | |
| 3.営業時間 | 午前8時30分から午後5時00分 | |

(利用料の負担)

第6条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

〈有償サービス〉

介護保険や医療保険でカバーできない内容について自由契約でのサービスを有償サービスとして行う。

※ 利用料及びその他の費用の一覧については、重要事項説明書に記載する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、草津市、大津市(青山・瀬田・瀬田北・田上中学校区)、栗東市(栗東西中学校区)とする。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- 1.利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により看護師等が利用者を訪問して、提供内容等を十分説明した後、契約を交わし、看護計画を作成し訪問看護を実施する。
- 2.利用者又は家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるように助言する。
- 3.利用者に主治医のいない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言する。
或いは訪問看護ステーションから、草津栗東医師会または各市の高齢者サービス調整機関等に調整を求めて対応する。

(訪問看護の内容)

- 第9条
- 1.身体状況の経過観察
 - 2.ADL 拡大及び支援(リハビリテーションなどの実施と指導)
 - 3.医師との連絡調整(受診の判断と対応)
 - 4.服薬、栄養、介護指導・管理
 - 5.医師の指示による医療処置、急変時の対応指導

- 6.身体の清潔
- 7.褥瘡の予防と処置
- 8.医療物品管理指導援助
- 9.ターミナルケア（介護予防訪問看護は除く）、認知症患者の看護
- 10.保健、福祉サービスなどの社会資源活用の援助
- 11.本人及び介護者に対する介護の助言、心理的支援

（緊急時における対応方法）

- 第 10 条
- 1.緊急時の対応方法を主治医、利用者と確認して、訪問看護を開始する。
 - 2.看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行う。
 - 3.主治医の連絡が困難な場合は、看護師の判断により必要に応じ、救急搬送等の処置を講ずる。
 - 4.看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医や管理者・介護支援専門員に報告をしなければならない。

（苦情処置）

- 第 11 条
- 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（災害時における対応）

- 第 12 条
- 災害が発生した場合、その情報を迅速に収集・発信し、速やかに初動体制を立ち上げ、利用者及び近隣住民の安全確保等、医療関係者として医療救護活動の支援をする。
- 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の医療機関や社会福祉施設等との連携及び協力を行う体制を構築するよう努める。

（人権の擁護・虐待の防止等）

- 第 13 条
- 1.本事業所は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って事業を提供するよう努める。
 - 2.本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

（その他運営について留意事項）

- 第 14 条
- 1.本事業所は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2.従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3.従業者は従業者でなくなった後においても利用者又はその家族の守秘義務を守るべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

附 則

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。